

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年12月28日	
【会社名】	2 1 L A D Y 株式会社	
【英訳名】	21LADY Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 成徳	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田一丁目 5 番12号	
【電話番号】	03-6279-4887	
【事務連絡者氏名】	取締役 北川 善裕	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内神田一丁目 5 番12号	
【電話番号】	03-6279-4887	
【事務連絡者氏名】	取締役 北川 善裕	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	600,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)は、2021年12月28日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	6,000,000株	600,000,000	300,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	6,000,000株	600,000,000	300,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、300,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
100	50	100株	2022年1月14日		2022年1月14日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
21LADY株式会社 経営管理部	東京都千代田区内神田一丁目5番12号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 市ヶ谷支店	東京都千代田区五番町2-23

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(千円)	発行諸費用の概算額(千円)	差引手取概算額(千円)
600,000	6,002	593,998

- (注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用1,300千円、第三者委員会費用1,000千円、登記諸費用2,200千円、調査費用845千円、その他諸費用657千円となります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行普通預金において適時適切な資金管理をする予定であります。

(2) 【手取金の使途】

() 資金調達の目的及び理由

当社グループは、自社の事業規模に合った高い成長余力を秘めた企業を発掘し、グループ企業として永続的に保有、運営しながらブランド価値を高める事業を展開しており、大正13年(1924年)の創業以来ヒロタのシュークリームとして全国に知られている株式会社洋菓子のヒロタ(以下「ヒロタ」といいます。)を中心にその他連結子会社3社により構成されております。

当社は2021年3月期において、本社移転による賃借料の削減、子会社の不採算直営店舗4店舗の退店による収益改善、流通専用の新商品開発プロジェクト等、経営基盤の強化に向けて諸々の取り組みを行いました。

2020年10月19日には、グループ全体の事業を拡大し、ヒロタとのシナジー効果による売上拡大及び経営の効率化を図る目的で、子会社であるMEX商事株式会社(以下「MEX商事」といいます。)において株式会社トリアノン洋菓子店(東京都杉並区。取得時の直近年度の売上高389百万円、営業損失2百万円、当期純利益0百万円、純資産額16百万円。以下「トリアノン」といいます。)の全株式を取得致しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で既存店舗の売上が低調に推移し、その結果、2021年3月期は売上1,966百万円、営業損失166百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損失は202百万円となりました。

また、当社は前々連結会計年度末において債務超過になり、前連結会計年度末においても368百万円の債務超過であったことにより、株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場の上場廃止基準にかかる猶予期間(2020年4月1日から2022年3月31日)入り銘柄となっており、また、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2022年3月期第2四半期においても、ヒロタのホールセール部門において売上が堅調に伸びたものの、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により直営店の売上高が減少し、製造原価において主要原材料費の高騰、動力光熱費の増加等により売上原価率が上昇した結果、売上1,061百万円に対して営業損失60百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失39百万円を計上し、第2四半期連結会計期間末において408百万円の債務超過となっております。

また、2021年11月8日に開示しております2022年3月期の修正通期連結業績予想では営業損失が60百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失59百万円が予想され、2022年3月期末における債務超過額は約428百万円と予想しております。

当社は今後、既存事業における収益力を向上させるため、スイーツ事業(ヒロタ、株式会社あわ家惣兵衛、トリアノン)の3社でのシナジー効果をさらに増強し、3社共同による営業力の強化、新商品開発、トリアノンでの新たな催事店舗の出店及びSDGsコンセプトショップ出店等により売上の増大を図るとともに、3社の製造工程を共有化し、主要原材料の仕入れを見直すことによる製造原価の低減を図っていく予定であり、当該取り組みに際して必要となる設備投資を行うための資金を必要としています。

さらに、新型コロナウイルス感染症による当社ビジネスへの影響は今後も継続する懸念があること、主要原材料の価格も引き続き高騰が見込まれることから、当社は、安定した黒字経営に転換するまでには相当の期間を要する可能性があるかと判断しており、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和されるまでの当面の間、事業継続のために安定した運転資金の確保が必要です。

加えて、上記のような厳しい環境下で収益力を強化していくためには、既存事業の収益力の向上に加え、M&Aによる新たな収益基盤の確立が不可欠であることから、今後、当社は有利な機会をとらえて適宜M&Aを実行

し、積極的な投資を行っていく予定であり、当該投資のための予算を必要としています。

また、喫緊の課題である債務超過の解消を図り、収益力を増強して黒字化を達成するためには、少なくとも5億円程度の増資が必須であります。

()調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	想定金額 (百万円)	支出予定時期
運転資金	273	2022年1月～2023年6月
子会社設備資金	70	2022年1月～2023年3月
借入金返済資金	50	2022年1月～2022年3月
M & A 資金	200	2022年1月～2024年12月
合計	593	

運転資金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響がさらに長期化することが懸念され、また当該状況下で連結子会社の業績回復が進みつつも今後も不透明な状況にあることから、当社グループ全体の安定した運転資金の確保が必要であります。当社は今後、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和され、子会社の直営店、流通・催事など各セグメントの恒常的な営業利益黒字化が見込まれる2023年6月までに必要な当面の運転資金として148百万円(人件費70百万円、賃借料等諸経費78百万円)を資金需要に応じて順次充当し、事業基盤の安定化を図ってまいります。

また、主要原材料の価格高騰に備えるための仕入資金として、ヒロタに65百万円、トリアノンに30百万円をそれぞれに価格高騰が当面続くと見込まれる翌事業年度末の2023年3月までに充当いたします。また、M E X 商事では引き続き輸入商材を中心とした企画販売を行っていくこととしており、具体的な商材は未定ですが、一括仕入資金として30百万円を2022年4月以降2023年3月までの間に充当することを予定しております。

子会社設備資金

ヒロタにおいては、主力商品であるシュークリーム・シューアイスを千葉工場で製造しておりますが、1975年に稼働開始した千葉工場は既に施設、設備の経年劣化が進んでおり、安定稼働及び製品品質の維持のため、継続的な修繕と更新が必要な状態となっております。今回、製造原価の低減を目的として、千葉工場において製造設備等の更新を実施することとし、当該設備資金として30百万円を充当いたします。なお、ヒロタにおける当事業年度取得の固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失を計上しておりますことから、今回の設備資金により取得する見込みの固定資産につきましても、今後の業績及び将来営業キャッシュフロー等の推移如何によっては、取得後におきまして減損損失を計上することとなる可能性があります。

トリアノンにおいては、主力商品である生ケーキ、焼き菓子を三鷹工場で製造しております。1973年に稼働開始した三鷹工場は既に施設、設備の経年劣化が進んでおり、安定稼働及び製品品質の維持のため、継続的な修繕と更新が必要な状態となっております。今回、製造原価の低減を目的として三鷹工場において製造設備等の更新を実施することとし、当該設備資金として40百万円を充当いたします。

借入金返済資金

当社連結子会社であるM E X 商事において、トリアノンの発行済全株式を取得するための資金として借入れた借入金の残高が2021年11月末時点で50百万円あり、年率1.8%の金利負担が生じています。当初、トリアノンの取得資金は当社における増資により調達する計画でありましたが、取引の実施までに増資計画が円滑に進捗しなかったことから借入での調達を実施しました。M E X 商事にとって当該借入は計画外のものであり同社の信用余力を圧迫していることから、財務体質の改善を図り金利負担を軽減するために早期の弁済を計画しており、当該弁済資金として50百万円を充当します。

M & A 資金

当社は、グループ全体の事業を拡大し企業価値を高めるため、既存事業の収益改善等を図っておりますが、長引くコロナウイルス感染症の影響下で早急な業績回復と事業を拡大するためには、更なる積極的なM & A の推進が必要不可欠と考えております。候補先としては主要事業と同業種ないし隣接業種の企業に限らず、企業

イメージやブランド価値、広告効果等において広い意味でのシナジー効果を追及する観点から、当社の経営理念であります「衣・食・住・遊・学・職に豊かさを提供する」生活産業というカテゴリに黒字化が見込まれ、当社グループとのシナジー効果が発揮できる企業を候補としております。現在具体的に進んでいる案件はありませんが、候補先はM&A仲介会社等より随時紹介を受けております。最近1年間における主な紹介先は11件で売上規模2億円から10億円程度の食品事業中心であり、その都度検討をいたしましたが、コロナ禍の影響での業績の先行きが不透明及び当社の資金調達の遅れにより、M&Aの実行には至っておりません。M&Aを積極的に推進するためには、相手先との交渉上、交渉開始前の段階で十分な手元資金をプールしておく必要があり、またクロージングに際して実行可能な機動的な資金調達手段を確保しておくことが重要ですが、本新株式による調達資金により手元の現預金が充足され、将来のM&A実行に際して十分な手元資金及び借入余力を確保する効果が期待できます。当社の過去のM&Aの経験も踏まえて、確実に1社取得できるには最低でも200百万円必要と考えていることから、当該M&A資金として200百万円を充当します。

なお、支出予定期間内にM&Aが実現しなかった場合は、当社グループ内での運転資金及び設備資金に充当する予定にしております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要及び b. 提出者と割当予定先との関係

名称	株式会社A S H D		
所在地	東京都新宿区新宿五丁目17番11号 白鳳ビル8階		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鄒 積人(すう せきと)		
事業内容	免税店の経営、ホテル事業、一般旅客自動車運送事業、太陽光発電事業、ゴルフ場の運営、旅行業を事業とする株式会社ALEXANDER & SUN(注)を中核の子会社とする持株会社		
資本金	10,000千円(2021年11月30日現在)		
設立年月日	2015年7月1日		
決算期	12月		
発行済株式数	108,520株(うち自己株式7,110株)(2021年11月30日現在)		
従業員数	0名(2021年11月30日現在)		
主要取引先	なし		
主要取引銀行	三菱UFJ銀行		
大株主及び持分比率	鄒 積人 67.46% 孫 立彊 13.12% 鄒 青玲 5.35% 鄒 沅玲 5.35% 鄒 宣玲 5.07% 鄒 保善 3.64%		
上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
最近三年間の財政状態及び経営成績(単位：千円)			
決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
純資産	3,134,027	3,133,671	3,133,087
総資産	3,348,939	3,406,939	3,406,535
1株当たり純資産(円)	30,904円52銭	30,695円26銭	30,901円01銭
売上高	0	0	0
営業利益	27	175	1
経常利益	27	175	404
当期純利益	207	355	584
1株当たり当期純利益(円)	2円05銭	5円76銭	3円51銭
1株当たり配当金(円)	0	0	0

(注) 株式会社ALEXANDER & SUNの概要

名称	株式会社ALEXANDER & SUN		
所在地	東京都新宿区新宿五丁目17番11号 白鳳ビル8階		
代表者の役職・氏名	代表取締役 鄒 積人		
事業内容	免税店の経営、ホテル運営、一般旅客自動車運送事業、太陽光発電事業、ゴルフ場の運営、旅行業、他		
資本金	10,000千円		
設立年月日	2002年10月18日		
決算期	12月		
発行済株式数	200株		
従業員数	20人		
主要取引先	訪日来訪客		
主要取引銀行	株式会社北陸銀行、株式会社山梨中央銀行、兆豊国際商業銀行股斌有限公司、株式会社りそな銀行		
大株主及び持分比率	株式会社 A S H D 100%		
上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
最近三年間の財政状態及び経営成績(単位：千円)			
決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
純資産	13,089,574	13,790,276	13,546,945
総資産	21,681,747	24,079,461	18,206,161
1株当たり純資産(円)	65,447,872	68,951,384	67,734,728
売上高	58,267,347	62,247,575	5,101,906
営業利益	2,260,504	2,680,334	1,900,121
経常利益	2,102,590	1,802,165	1,676,338
当期純利益	871,369	700,702	243,331
1株当たり当期純利益(円)	4,356,847	3,503,512	1,216,657
1株当たり配当金(円)	0	0	0

c. 割当予定先の選定理由

当社は、債務超過を解消し当社株式の上場廃止を回避するために、少なくとも約5億円程度の資本増強を喫緊に必要としており、当該金額以上の増資を確実に実現するという観点から割当予定先の選定を行いました。

今回の増資決定に至るまで、当社では様々なスキームによる資金調達の可能性について検討を行いました。当初、当社はいわゆるMSワラントの発行による資金調達を計画し、投資家候補を選定して具体的な条件交渉を行ったものの、株価の下落局面において十分な額の資金を調達できる確証がなく、短期間に確実な資金調達を必要としている当社の資金ニーズに合致しなかったため、当該スキームは実現に至りませんでした。

次いで、新株式と新株予約権を組み合わせて発行するスキームについても投資家候補を選定して具体的な検討を行いました。新株予約権の全部が行使された場合には大幅な希薄化が避けられない一方で、新株発行により確実に調達できる金額が限定される点が懸念され、当該スキームも実現に至りませんでした。

上記の検討の過程で、既存株式の大規模な希薄化が想定されることから、名古屋証券取引所の規則に基づく株主の意思確認手段として臨時株主総会を開催するため、2021年11月1日付で臨時株主総会開催のための基準日設定を行い、その旨を公告させて頂きました。しかし、今回の増資決定に伴い新規発行の規模が縮小したことから、手続の迅速性と費用の節減を重視して臨時株主総会の開催は中止することと致しました。

本新株式については、当社の代表取締役社長山田成徳は、当社の社外取締役金英植から、以前より面識があり税務や経営について相談する間柄である当社株主の株式会社シンコー(当社株式所有割合1.18%(2021年11月1日時点)、本店所在地 東京都台東区寿2丁目10-11)代表取締役瀬山剛氏で港総合会計事務所(所在地 東京都中央区京橋2-7-14)代表でもある公認会計士・税理士の自身の会計・税務顧問先である株式会社ASHDとの提携の提案を受けたのを機に同氏の紹介を受け、同氏を通じて、2021年11月16日に株式会社ASHDの代表取締役社長鄒積人氏と面談をしました。2021年11月19日に、同社から正式に今回の増資の提案を受けました。

株式会社ASHDは、免税店の経営、ホテル事業、一般旅客自動車運送事業、太陽光発電事業、ゴルフ事業、旅行業を事業とする株式会社ALEXANDER & SUN(以下「ALEXANDER」といいます。)を中核の子会社とする持株会社であります。

株式会社ASHDの子会社であるALEXANDERでは、アフターコロナ後のインバウンド需要の回復に備え、訪日客への土産としてインバウンド向けスイーツ(賞味期限の長い焼き菓子等)の販売を強化する意向があり、国内に焼き菓子等の製造工場を確保するための事業提携先を模索しておりました。

その後、当社は同社と協議を重ねた結果、同社に対する新株の第三者割当により、当社が当面必要とする規模の資金を確実に調達できると見込まれること、上述のとおり同社グループでは焼き菓子等の販売を強化する意向があり、当社のスイーツ事業とのシナジー効果が期待できること、同社は当社株式を中長期的に保有する意向を表明していること、新株発行のみによる資金調達はMSワラント等に比して株価へのインパクトを最小化することが可能であることを勘案し、同社に対する新株の第三者割当による増資が、当社にとって最適な資金調達手段であると判断致しました。

また、割当先を事業会社であるALEXANDERではなく持株会社である株式会社ASHDとした理由については、ALEXANDERはインバウンド向け免税店の経営及びホテル事業等を中心とする業態であるのに対し、当社は主にスイーツ事業を中心として菓子類の製造・販売の拡大を目指しており、両社の置かれている経営環境が異なるため、増資実行後においても当社とALEXANDERの対等な関係を維持し、当社の経営上の独立性を確保するため、持株会社からの増資を受けることが適切であると判断したものです。

なお当社は、来期において株式会社ASHDから取締役2名の派遣を受ける予定であり、2022年6月下旬に開催予定の当社定時株主総会において当該選任議案を上程する予定です。なお、当社の子会社化及びALEXANDERとの組織再編の予定はありません。

なお、株式会社ASHDの主要株主かつ代表者である鄒積人氏、割当先の株主である鄒本善氏及び孫立彊氏、並びに鄒積人氏が代表を務めるALEXANDERについては、「g. 割当予定先の実態」に記載のとおり、過去において法人税法違反の事実について刑事処分を受けていることが確認できるものの、株式会社トクチョーの調査報告書及び当社独自の調査結果を踏まえ、反社会的勢力との関係を窺わせるものではないと判断しております。また、当該法令違反の経緯につき当社から鄒積人氏、株式会社ASHD及びALEXANDERに対し事実関係の照会を行ったところ、過去の違反の事実については率直に認めた上で再発防止を約束する旨、ALEXANDERについては法令遵守体制を強化するため税理士資格を有する国税庁出身者を監査役に迎える等の対策を実施している旨、当該対策の実施以降に税務当局から違反の指摘を受けたことはない旨の回答を文書で受領しております。ALEXANDERにおけるコンプライアンス体制の強化については、当社においても上記回答に沿う事実を確認していることから、今後同様の法令違反が再発する可能性は低いものと判断しております。以上の調査内容及び聴取結果等を踏まえ、株式会社ASHDを割当予定先とすることについては、反社会的勢力とは一切関係がないこと等を含め適正である旨、「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載の当社経営者から独立した第三者委員会による意見を入手するとともに、当社取締役全員の同意を得ております。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当株式数	
株式会社A S H D	新株	6,000,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社A S H Dの保有方針は、中・長期的に保有する方針であることを同社の代表取締役社長鄒積人氏より口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、本新株式の払込期日より2年以内に本新株式に係る割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

払込みに要する財産の存在については、割当予定先は子会社であるALEXANDERの自己資金より、6億円を借入(借入期間5年)によって資金を調達しており、取引金融機関発行の通帳の写しにて確認しております。以上より、当社は割当予定先が本新株式の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、株式会社A S H Dから反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また当社は、株式会社A S H D、ALEXANDER、両社の役員及び株主が反社会的勢力等の影響を受けているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー(東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 代表取締役社長荒川一枝)に調査(処分歴等のネガティブ情報を含む。)を依頼し、調査報告書を受領しました。当該調査報告の結果、反社会的勢力との関わりについてはいずれも否定されたものの、参考情報として過去の法令違反の事案が指摘されたため、当社において当該事案につき追加的調査を実施しました。

その結果、(1)株式会社A S H D及びALEXANDERの代表取締役であります鄒積人氏について、2012年2月に法人税法違反容疑で検挙され2012年7月に執行猶予付き有罪判決を受けている事実、(2)株式会社A S H Dの株主であります鄒本善氏について、2012年2月に法人税法違反容疑で検挙され2012年7月に執行猶予付き有罪判決を受けている事実、(3)株式会社A S H Dの株主であります孫立彊氏について、2012年3月に法人税法違反容疑で検挙され2012年7月に執行猶予付き有罪判決を受けている事実、(4)ALEXANDERについて、2012年2月に法人税法違反容疑で検挙され2012年7月に罰金刑を受けている事実、及び(5)ALEXANDERについて2014年度の税務調査において約1億円の申告漏れを指摘され2015年12月に修正申告及び納税が完了している事実が確認されました。

上記のうち(1)から(3)の事案については、いずれも2015年までに執行猶予期間を満了しその後既に6年を経過していること、(4)及び(5)の事案については、当局の指摘を受けた後、ALEXANDERにおいて遅滞なく修正申告を実施していること、その他累犯の事実は認められないことから、いずれも反社会的勢力の関与を窺わせるものではないと判断しております。

以上の結果、当社として、反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の発行価額につきましては、割当予定先との協議を経て、本新株式の発行に係る2021年12月28日開催の取締役会決議の直前営業日(2021年12月27日)までの名証セントレックスにおける普通取引の6か月間の終値の単純平均103円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)を基準とし、1株100円(ディスカウント率2.9%)といたしました。

発行価額の決定にあたり、発行決議日の直前6か月間の終値平均を採用したのは、当社株式は出来高及び株価のボラティリティが非常に高く、業績とは無関係に短期的に大きく株価が変動する傾向がある点を勘案したものです。特に2021年7月以降は、業績に大きな変化がないにもかかわらず、7月28日に記録した年初来安値60円から10月19日の184円までの変動幅が306.6%以上に達するなど、極端な短期的変動がみられます。このような極端な短期的変動は、当社株式の客観的企業価値を適正に反映しているとは言い難いものであり、当社の客観的企業価値をよ

り客観的に評価するためには、こうした短期的変動の影響を排除できるよう、ある程度長い期間の平均値を基準として採用することが合理的であると判断しました。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日の終値100円に対して同額であり、当該直前営業日までの1か月間の終値平均103円に対するディスカウント率(小数点第2位以下を切捨て。以下、株価に対するディスカウントの数値は同様に計算しております。)は2.9%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均122円に対するディスカウント率は18.0%となりますが、上述のとおり直前6か月間の終値平均に対して0.9を乗じた額以上の価額となっていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の趣旨に合致するものであり、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

また、本新株式の発行価額の決定に当たっては、当社監査役3名全員(うち、社外監査役3名)より、当本件新株式の発行価額の決定に当たっては、会社の企業価値を最も合理的に反映していると考えられる会社普通株式の直近の市場価格を基準とした価額を用いており、当該発行価額が日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲において決定されたものであること等から総合的に判断すると、発行価額は割当予定先に特に有利でなく、適法であり、上記発行価額が割当予定先に特に有利な発行価額には該当しない旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行株式数は6,000,000株となります。これは2021年12月28日現在の当社発行済株式総数8,285,253株に対し72.42%(小数点第3位以下四捨五入、2021年11月1日現在の当社議決権個数82,844個に対しては72.43%)の割合の希薄化が生じます。

しかしながら、前述のとおり、現状のまま債務超過の状況が継続すれば、当社株式は上場廃止されることとなり、株主の皆様はもとより、取引先、債権者をはじめとする関係者の皆様の信頼を著しく損なう結果となることから予想され、その場合、当社の事業の継続にも支障を来しかねません。

さらに、当社グループの事業は、現在もなお新型コロナウイルスによる悪影響を受け続けており、本格的な回復にはなお時間を要する状況下にありますが、信用余力の観点から、設備投資や運転資金のための資金を金融機関からの借入で調達することが難しく、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を検討せざるを得ない状況であります。

今回調達した資金を財務体質の強化と収益力の増強に振り向けることにより、当社の企業価値が保全され、ひいては株主価値の向上に寄与することが期待されることを勘案すると、本新株式の発行は、中長期的には既存株主の利益にも資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は大規模ながら合理的であると考えております。

なお、本新株式の発行は発行済株式総数に対し25%以上の大規模な希薄化を生じさせるものであるため、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士松本甚之助氏(三宅坂総合法律事務所)並びに当社社外取締役で独立役員ある田中泰秀氏及び当社社外監査役で独立役員である田中隆之氏の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、本新株式の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株式による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行する本新株式数6,000,000株に係る割当議決権数60,000個となります。2021年12月28日現在の発行済株式総数8,285,253株(議決権数82,844個)に対する割合は72.42%(議決権に対する比率72.43%)となり、希薄化率が25%以上となることから、本第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する 所有議決権数 の割合
株式会社ASHD	東京都新宿区新宿5丁目17番11号 白鳳ビル8F			6,000,000	42.00%
YUTONG HWAGDAE有限責任事業組合	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番4号	1,667,553	20.13%	1,667,553	11.67%
尾形 久美子	山梨県南都留郡	589,200	7.11%	589,200	4.12%
アスガルド有限責任事業組合	東京都品川区西五反田一丁目29番5号 ルーブル五反田501	512,800	6.19%	512,800	3.59%
OKT有限責任事業組合	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル26F	500,000	6.04%	500,000	3.50%
ODCキャピタル有限責任事業組合	東京都千代田区平河町二丁目8番10号	350,000	4.22%	350,000	2.45%
木村 正彦	東京都新宿区	336,100	4.06%	336,100	2.35%
KMキャピタルパートナーズ有限責任事業組合	東京都渋谷区代々木三丁目18番3号	292,400	3.53%	292,400	2.05%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UB KAY HIAN PRIVATE LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	20 COLLYER QUAY, #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	228,200	2.75%	228,200	1.60%
内藤 有紀子	東京都荒川区	185,000	2.23%	185,000	1.30%
計		4,661,253	56.26%	10,661,253	74.64%

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2021年11月1日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当は、前記「第1 募集要項 4 [新規発行による手取金の使途] (2) 手取金の使途」で記載した資金を調達すること、また、2022年3月末までに債務超過を解消することにより株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場への上場を維持することを目的として実施するものです。

当社の資金需要については、上記「4 [新規発行による手取金の使途]」に記載のとおりであります。現時点において当社には金融機関からの借入余力がないこと、公募増資ないし株主割当の方法によっては必要な資金を期限までに調達できる見込みが立たないこと、その他のエクイティ・ファイナンスの手法はいずれも現実的でないことを勘案し、第三者割当の方法によるエクイティ・ファイナンスを実施することとしました。

また、上場廃止に伴って予想される悪影響が非常に大きいこと、調達資金を既存事業に対する設備投資やM&A資金に投入することにより、将来に向けた事業拡大及び収益力の向上による企業価値向上が期待されることを勘案すると、中長期的には、今回の資金調達には希薄化による悪影響を上回るメリットがあり、最終的には既存株主の利益にも資するものと考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社の資金需要については、上記「4 [新規発行による手取金の使途]」に記載のとおりであります。現時点において当社には金融機関からの借入余力がないこと、公募増資ないし株主割当の方法によっては必要な資金を期限までに調達できる見込みが立たないこと、当社の現況に鑑み、その他のエクイティ・ファイナンスの手法はいずれも現実的でないことを勘案し、第三者割当の方法による新株式の発行が唯一の現実的な資金調達手段であると判断いたしました。

上記の設計を前提に当社において割当先の選定を進めたところ、株式会社ASHDから6億円の普通株出資の申出を頂き、割当先とした第三者割当を実施することとしました。

(3) 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株式の発行は発行済株式総数に対し25%以上の大規模な希薄化を生じさせるものであるため、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、現在の当社の財務状況に鑑み迅速に資金調達を実施する必要があること、株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うこと等を総合的に勘案した結果、臨時株主総会の開催は現実的でないものと判断し、本資金調達の必要性及び相当性に関して、経営者から独立した第三者委員会による意見を入手することといたしました。

このため、上記「3 [発行条件に関する事項] (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載する本第三者委員会に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2021年12月28日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1. 結論

本件第三者割当について、必要性及び相当性が認められる。

2. 理由

(1) 必要性

貴社は今後、既存事業における収益力を向上させるため、スイーツ事業において設備投資を行うための資金を必要としていること、新型コロナウイルス感染症による貴社ビジネスへの影響は今後も継続する懸念があること、主要原材料の価格も引き続き高騰が見込まれることから、安定した黒字経営に転換するまでには相当の期間を要する可能性があることと判断しており、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和されるまでの当面の間、事業継続のために安定した運転資金の確保が必要であるとのことである。

加えて、上記のような厳しい環境下で収益力を強化していくためには、既存事業の収益力の向上に加え、M&Aによる新たな収益基盤の確立が不可欠であることから、今後、貴社は有利な機会をとらえて適宜M&Aを実行し、積極的な投資を行っていく予定であり、当該投資のための予算を必要としているとのことである。また、喫緊の課題である債務超過の解消を図り、収益力を増強して黒字化を達成するためには、少なくとも5億円程度の増資が必須であるとのことである。

上記の貴社の説明に関して、当委員会において特に異論はなく、本資金調達の必要性は認められる。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について幅広く慎重に比較検討を進めてきたものの、2022年3月期第2四半期連結会計期間末において貴社グループは6億7千7百万円の借入金を抱えており、必要資金を借入によって調達することには困難が伴うこと、また上場継続のために2022年3月末までに債務超過を解消する必要上、借入金では自己資本の増加を図れないことから、間接金融による資金調達によっては貴社の資金需要を満たすことはできず、エクイティ・ファイナンスによる資金調達手段を模索する必要があるとのことである。

エクイティ・ファイナンスの手法には様々なものがあるものの、目下の貴社の業績及び株式の流動性を考慮すると、公募増資ないし株主割当の方法によっては必要な資金を期限までに調達できる見込みが立たないこと、ライツ・オファリングその他の新株予約権を単独で発行する形式のエクイティ・ファイナンスの手法はいずれも権利行使に確実性がなく、少なくとも5億円規模の資金を緊急に必要としている貴社の状況に照らして現実的でない

いことを勘案し、第三者割当による新株式発行によるエクイティ・ファイナンスを実施することとした旨の貴社の判断について、当委員会は、合理性があるものとする。

(イ) 割当先について

各種調査の結果認知された法令違反の経緯につき、貴社から鄒積人氏、本件割当予定先及びALEXANDERに対し事実関係の照会を行ったところ、過去の違反の事実については率直に認めた上で再発防止を約束する旨、ALEXANDERについては法令遵守体制を強化するため税理士資格を有する国税庁出身者を監査役に迎える等の対策を実施している旨、当該対策の実施以降に税務当局から違反の指摘を受けたことはない旨の回答を文書で受領していること、ALEXANDERにおけるコンプライアンス体制の強化については、貴社においても上記回答に沿う事実を確認していることから、今後同様の法令違反が再発する可能性は低いものとする。さらに本件割当先の資産状況についても、取引金融機関発行の通帳の写しにて確認し資金は充分であると判断したとのことである。

上記のプロセスがとられたことを前提として、当委員会は、本件割当先の相当性に問題ないものとする。

(ウ) 発行条件について

本新株式の発行価額については、割当予定先との協議を経て、本新株式の発行に係る2021年12月28日開催の取締役会決議の直前営業日(2021年12月27日)までの名証セントレックスにおける普通取引の6か月間の終値の単純平均103円を基準とし、1株100円(ディスカウント率2.9%)としたとのことである。

発行価額の決定にあたり、発行決議日の直前6か月間の終値平均を採用した理由は、貴社株式は出来高及び株価のボラティリティが非常に高く、業績とは無関係に短期的に大きく株価が変動する傾向がある点を勘案したためとのことである。特に2021年7月以降は、業績に大きな変化がないにもかかわらず、7月28日に記録した年初来安値60円から10月19日の184円までの変動幅が306.6%以上に達するなど、極端な短期的変動がみられ、このような極端な短期的変動は、貴社株式の客観的企業価値を適正に反映しているとは言い難いものであり、貴社の客観的企業価値をより客観的に評価するためには、こうした短期的変動の影響を排除できるよう、ある程度長い期間の平均値を基準として採用することが合理的であると判断したためとのことである。

これは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の趣旨に合致するものであり、特に有利な発行価額には該当しないと判断する。以上から、当委員会は発行条件について相当であると考える。

(エ) 希薄化について

資金調達に関する貴社の説明を踏まえて更に検討した結果、本件第三者割当について、貴社の一般株主にとって、希薄化という不利益を上回る利益をもたらすものとして評価できると考える。すなわち、現状のまま債務超過の状況が継続すれば、貴社株式は上場廃止されることとなり、株主の皆様はもとより、取引先、債権者をはじめとする関係者の皆様の信頼を著しく損なう結果となることが予想され、その場合、貴社の事業の継続にも支障を来しかねない。

さらに、貴社グループの事業は、現在もなお新型コロナウイルスによる悪影響を受け続けており、本格的な回復にはなお時間を要する状況下であり、信用余力の観点から、設備投資や運転資金のための資金を金融機関からの借入で調達することが難しく、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を検討せざるを得ない状況である。

今回調達した資金を財務体質の強化と収益力の増強に振り向けることにより、貴社の企業価値が保全され、ひいては株主価値の向上に寄与することが期待されることを勘案すると、本新株式の発行は、中長期的には既存株主の利益にも資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は大規模ながら合理的である。本件第三者割当による資金調達は、貴社の企業価値を維持・向上するうえで十分に必要なものであると考える。

したがって、貴社の一般株主が本件第三者割当によって希薄化という不利益を被ることを考慮してもなお、本件第三者割当の相当性は認められるものとする。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本資金調達につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を踏まえた結果、既存株主への影響を勘案しましても、株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第22期有価証券報告書及び四半期報告書(第23期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(2021年12月28日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第22期有価証券報告書の提出日(2021年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2021年6月30日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2021年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 本店所在地の変更

定期賃貸借契約満了に伴い、賃借料削減を目的として、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都新宿区から東京都千代田区に変更するものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、現行定款第6条に定める発行可能株式総数を1,757万株から3,300万株に変更するものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、山田成徳、伊佐山佳郎、北川善裕、金英植及び田中泰秀を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、田中隆之及び内田芳一を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	34,070	223	0	(注)1	可決	99.34%
第2号議案 取締役5名選任の件						
山田 成徳	34,058	236	0	(注)2	可決	99.31%
伊佐山 佳郎	34,071	223	0		可決	99.34%
北川 善裕	34,071	223	0		可決	99.34%
金 英植	34,001	293	0		可決	99.14%
田中 泰秀	34,010	284	0		可決	99.17%
第3号議案 監査役2名選任の件						
田中 隆之	34,084	208	0	(注)2	可決	99.39%
内田 芳一	34,086	206	0		可決	99.39%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第23期第2四半期)	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	2021年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月28日

21LADY株式会社

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 克幸 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 梅田 純一 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている21LADY株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、21LADY株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度まで営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当連結会計年度において166,898千円の営業損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべきと判断している。

取得原価の資産・負債への配分	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、連結財務諸表注記「(企業結合等関係)」に記載のとおり、2020年12月31日を企業結合日として連結子会社である株式会社トリアノン洋菓子店株式を取得し、この際にのれん34,572千円が発生している。</p> <p>のれんが生じると見込まれる場合には、すべての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それに対応する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを検討し、取得原価が受け入れた資産や引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額がのれんとして処理されることとなる。</p> <p>この取得原価の資産・負債への配分を行うに当たって、会社は専門家を利用し、無形資産の識別の要否について、超過収益法等の複雑な評価モデルを用いて検討している。評価モデルは将来事業計画、割引率などのインプットを用いている。これらの評価モデルにおけるインプット及び識別可能な償却性無形資産の耐用年数の決定には見積りを含み、経営者による重要な判断が必要であり、仮に無形資産の識別及び耐用年数、公正価値の算定及び投資の取得原価の資産・負債への配分が適切にされない場合、取得後の期間損益が適切に計算されない可能性がある。</p> <p>経営者による重要な判断を含む会計処理のプロセスの複雑さから、当監査法人は取得原価の資産・負債への配分について、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該のれんの算定を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得原価の配分にあたって経営者が利用する専門家の適性、能力及び客観性に関する評価を行い、その算定方法の合理性を検討した。 ・企業結合日の被取得企業の財務諸表について、監査手続を実施し、経営者が識別した資産及び負債との整合性を検討した。その際に、取得後に発生することが予測される特定の事象に対応した費用又は損失の有無を確認した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、21LADY株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、21LADY株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

21LADY株式会社
取締役会御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋克幸 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅田純一 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている21LADY株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、21LADY株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度においても、109,075千円の営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべきと判断している。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、損益計算書に記載のとおり、当事業年度において、関係会社株式評価損を11,532千円計上している。</p> <p>なお、関係会社株式の評価基準は財務諸表等の注記事項「(重要な会計方針) 1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式」に記載されている。</p> <p>会社は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額を実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定している。少なくとも実質価額が取得原価に比べて50%以上低下している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として減損処理している。</p> <p>減損処理の要否及び実施する場合の金額は、純資産の回復可能性に依存しており、関係会社株式の評価における重要な仮定は、主に関係会社の売上高の成長見込みとなる。</p> <p>関係会社の将来計画における売上高の成長見込みは、経営環境の変化による不確実性を伴うものであり、また、それらは経営者の判断も介在するものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社の直近の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額と取得原価との比較を実施した。 ・時価評価資産等の回収可能性の検討を伴う実質価額の算定及び実質価額が著しく低い状態であったとしても会社が回復可能性があるかと判断している株式の回復可能性の検討に関しては、この算定及び検討に用いる将来事業計画と経営者により承認された事業計画との整合性の確認、利用可能な外部データとの整合性の確認に加えて、事業計画と実績との乖離程度や乖離要因分析を実施することにより、事業計画が実行可能で合理的なものかどうか評価を行った。 ・実質価額が著しく低い状態で回復可能性が認められない株式については、会計方針に従い減損が認識されているかどうか確認した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月9日

21LADY株式会社

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 克幸 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 梅田 純一 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている21LADY株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2021年7月1日から2021年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、21LADY株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当第2四半期連結累計期間においても60,172千円の営業損失を計上している状況にある。このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。